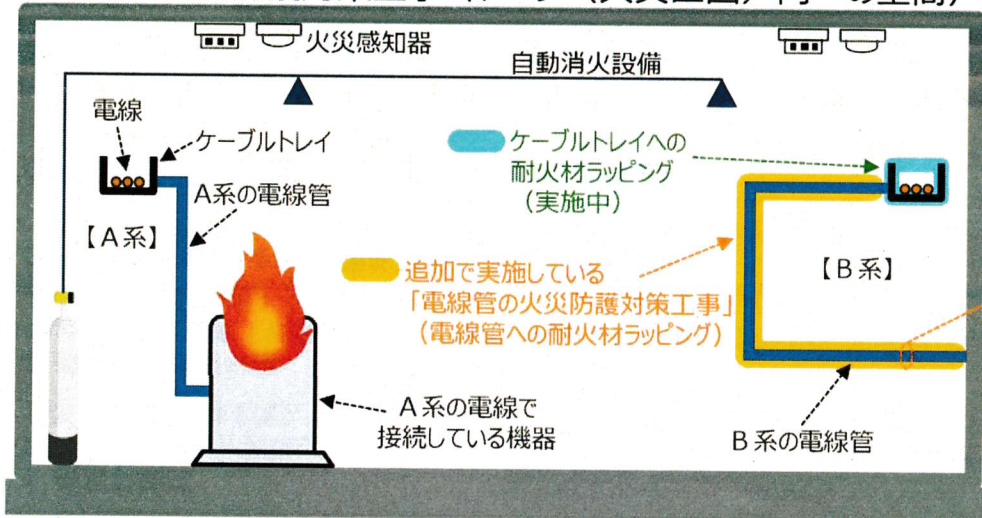


女川原子力発電所 2号機における安全対策工事完了時期の見直しについて

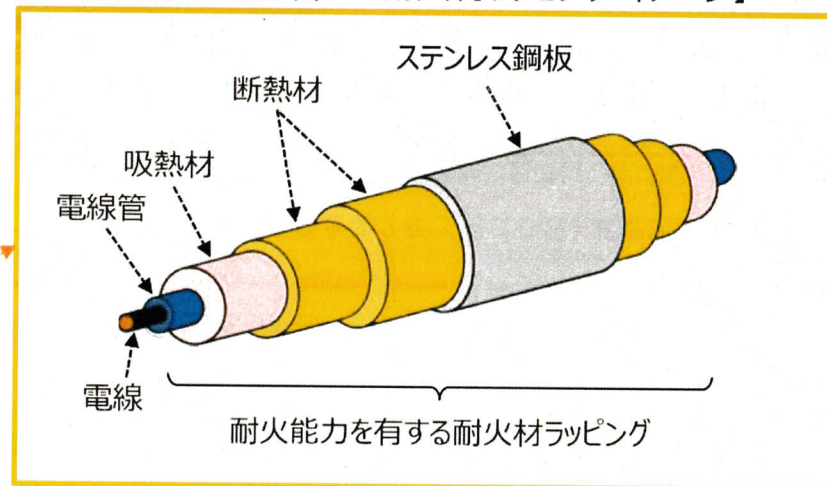
1. 追加で実施している「電線管の火災防護対策工事」

- 女川2号機における「火災防護対策」は、新規制基準適合性審査を経て、原子力規制委員会から許認可された内容に基づき工事を進めてきた。
- 追加で実施している「電線管の火災防護対策工事」は、他電力の原子力発電所において、原子力規制委員会から「電線管の火災防護対策」に関する指摘があり、女川2号機においても水平展開の必要性を確認したことから実施しているもので、耐火材で電線管をラッピングするとともに、必要に応じて耐震補強を行っている。
- 工事工程について、作業における安全確保を前提に、改めて精査した結果、安全対策工事の完了時期を「2024年2月」に見直したものの。

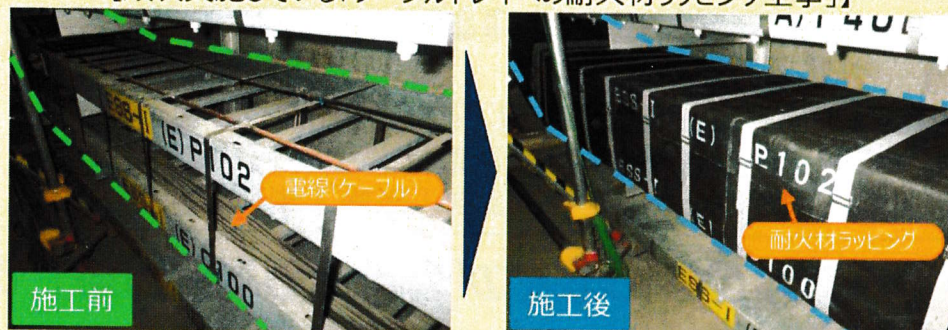
【電線管の火災防護対策工事 イメージ（火災区画／同一の空間）】



【B系の電線管への耐火材ラッピング イメージ】



【順次実施している「ケーブルトレイへの耐火材ラッピング工事」】



【追加で実施している「電線管への耐火材ラッピング工事」】



2. 「使用前確認申請書」の記載内容の変更等（「使用前確認」・「使用前事業者検査」の工程）

- 今回の安全対策工事完了時期の見直しに伴い、原子力規制委員会が実施する「使用前確認※¹」と、当社が安全対策工事と並行して進めている「使用前事業者検査※²」の時期も変更となることから、「使用前確認申請書の記載内容変更について」を原子力規制委員会に提出※³するとともに、「使用前検査申請書の記載内容変更について」を原子力規制委員会および経済産業大臣に提出※³している。
- なお、発電機を並列して発電を開始する「再稼働」の時期は、「使用前確認」および「使用前事業者検査」の進捗状況等を踏まえ、改めて見極めていく必要があるが、現時点では、他社事例や当社の過去実績を踏まえ「2024年5月頃」と想定している。

※1 使用前確認

- ・事業者（当社）が実施した「使用前事業者検査」が適切に行われ、終了していることを確認するため、原子力規制委員会が適宜実施するもの。
「原子炉に燃料体を挿入する前の時期」、「原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期」ならびに「工事計画に関わる全ての工事が完了した時期」に確認を行う。

※2 使用前事業者検査

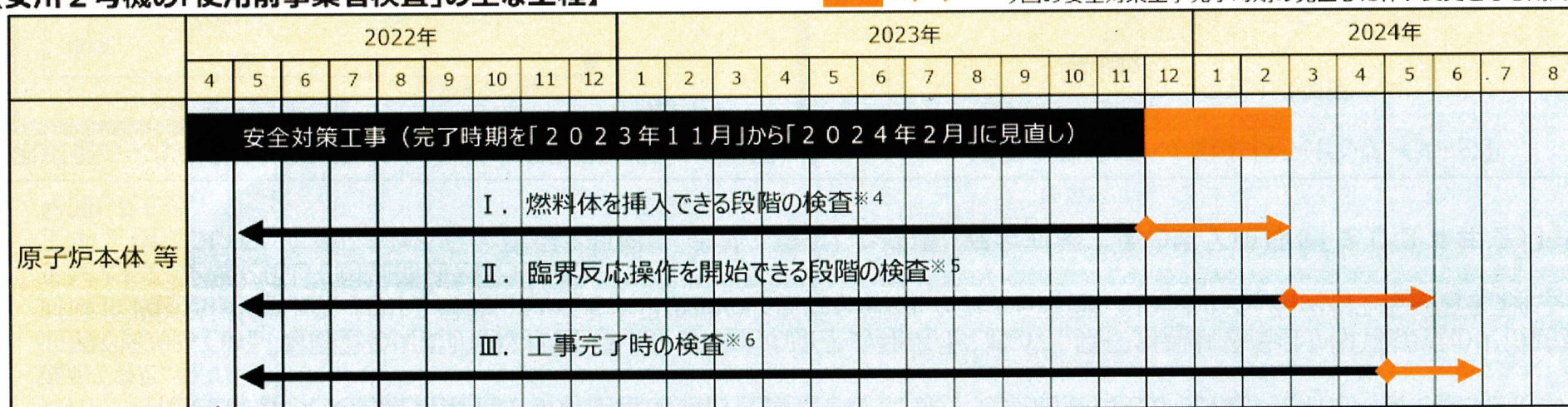
- ・安全対策工事の施工状況に応じて、工事の内容が工事計画認可のとおりを実施されていること、また、さまざまな設備が法律に基づく技術基準等に適合していることを確認するため、事業者（当社）が適宜実施するもの。

※3 「使用前確認」および「使用前事業者検査」に係る提出

- ・工事計画の認可（2021年12月23日）を受け、前回の女川2号機に係る安全対策工事完了時期見直し時（2022年3月30日）に提出。

【女川2号機の「使用前事業者検査」の主な工程】

■ ← → … 今回の安全対策工事完了時期の見直しに伴い変更となる期間



※⁴ Iの検査終了後に、原子炉に燃料体を挿入（燃料装荷）します。

※⁵ IIの検査終了後に原子炉起動操作を行い、その後、発電機を並列し発電を開始（再稼働）します。

※⁶ IIIの検査終了後に、営業運転再開となります。

各検査期間において、原子力規制委員会による「使用前確認」が適宜実施されます。